(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

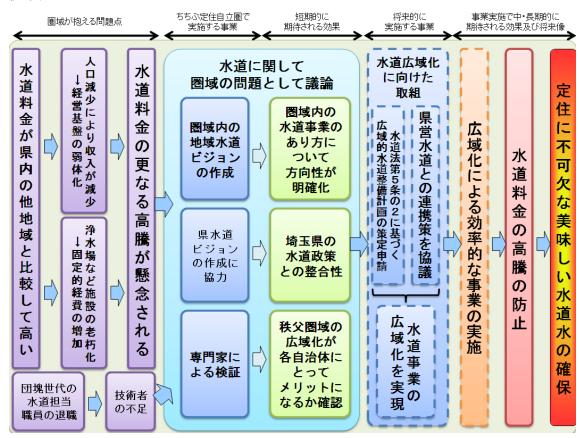
ウ水道

〇施策体系〇

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

- ・ 埼玉県水道ビジョンの作成協力
- ・秩父圏域内の地域水道ビジョンの検討

○戦略図



○現況と課題○

秩父圏域では、荒川水系の二つのダム開発水と河川水を水源とし、各自治体が安心・ 安全な水の安定供給に取り組んでいます。

平成19年度の水道普及率は、秩父市99.8%、横瀬町98.5%、皆野町90.8%、長瀞町99.1%、 小鹿野町98.8%と、圏域全体では98.6%であり県全体の99.7%に比べ、若干低くなっています。

また、標準世帯の1ヶ月の使用量である20㎡使用時の水道料金(平成20年4月1日 現在)を比較しますと、県平均の2,447円に対し、秩父圏域の平均では2,717円と約1 割高くなっている状況にあります。

さらに、今後は、浄水場等施設の老朽化による更新費用の財源確保や大規模災害時の ライフラインの確保の観点からの耐震化、応急給水及び応急復旧対策を行っていく必要 があります。この他、将来の見通しでは給水人口の減少等による料金収入の減少、団塊 世代の職員退職による技術者の不足なども懸念されています。

秩父圏域の単独自治体又は一部事務組合の財政力を考えますと、これら水道事業の 様々な課題を単独の事業者で解決していくのは困難な状況となっています。

○今後の展望○

今後、秩父圏域の水道事業は様々な課題を抱えていくことが予想されます。圏域内の 水道事業の運営が困難にならないよう、定住自立に不可欠な水道水の供給という観点か ら、圏域全体の問題として議論していくことが重要です。

将来的な議論をするにあたっては、水道事業の運営に関する考え方が近年大きく変化していることを注目すべきです。例えば、事業主体について、これまでは市町村単位の運営を想定して水道事業の制度が設計されてきましたが、住民サービスの均一化や災害時のライフラインの確保の観点から、県単位、広域単位で運営されるべきという考え方があります。また、広域化の形態についても、単に水道事業者を事業統合させるだけではなく、新たな広域化の概念として施設の共同化や管理の一体化等を行うことにより経営基盤の強化や技術基盤の強化を行うことも可能となってきています。

今回の協定に基づき、水道事業の圏域が抱える課題解決に有効となる広域化方策について、埼玉県の水道行政担当部局とも連携しながら、1市4町で検討していきます。具体的には、営業業務や維持管理業務の一体化や資機材備蓄の共同化、共同浄水場設置の可能性など様々な角度から検討し、方策ごとの費用削減効果や水道料金への反映効果、短期・中期・長期のスケジュールなどを明らかにします。

この検討により、圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について判断しやすくなること、秩父圏域の地域住民に今後の圏域内の水道行政の方向性について説明責任を果たせることが可能となります。また、検討が進めば、広域化に向けた取組みが始まり、最終的には、水道事業の効率的な運営により、水道料金の高騰の抑制が期待されます。

〇主要事業〇

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

① 埼玉県水道ビジョンの作成協力

| 事業概要 県が策定を進めている埼玉県水道ビジョンは、水道事業 者の目標として 20 年後の県内水道のあるべき姿やその方 策を示すものであることから、秩父ブロック水道広域化協 議会で提示される原案作成に参画する。 株父市(水道部) 横瀬町(上下水道課) 皆野町・長瀞町(皆野長) 満上下水道組合) | 事業名 | 埼玉県水道ビジョンの作成協力 | 関係市町名 |
|---|---------------------|--|---------------------------|
| | 県が策 者の目標 策を示す | として 20 年後の県内水道のあるべき姿やその方 ものであることから、秩父ブロック水道広域化協 | 横瀬町(上下水道課) 皆野町・長瀞町(皆野長 |

成果

各市町の現状と広域化方策による効果を明確にし、埼玉県の水道政策との整合性 を図る。

関係市町の役割分担

具体的な議論は、県が主催する秩父ブロック水道広域化協議会において行う。 各市町はこれに担当職員を出席させる。同協議会では、水道の運営基盤の強化と なる広域化とその方策(管理の一体化や施設の共同化等)を議論する。

| 市光弗/イ四) | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|---|
| 尹未复(十円) | 0 | _ | _ | _ | _ | 0 |

国県補助事業等の名称、補助率等

該当なし

関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方

該当なし

② 秩父圏域内の地域水道ビジョンの検討

| 事業名 地域水道ビジョンの検討 | 関係市町名 | |
|---------------------------------------|-------------|--|
| 事業概要 | 秩父市 (水道部) | |
| | 横瀬町(上下水道課) | |
| 埼玉県水道ビジョンと整合を図りながら、地域水道ビジョーンの策定に取り組む。 | 皆野町・長瀞町(皆野長 | |
| 一一の水化に取り組む。 | 瀞上下水道組合) | |

成果

秩父圏域の水道事業のあり方について方向性が明確化することにより、

- ・圏域内の水道事業者が今後の事業運営方針について、見通しが明確になること
- ・地域住民に今後の圏域内の水道行政の方向性について、説明責任を果たせることが期待される。

関係市町の役割分担

地域水道ビジョンを策定するために、各市町で検討チーム(仮称)を作る。秩父市がとりまとめをおこない、各町は作成に協力する。

なお、水道の広域化は生活に重要な事項であるため、計画の内容については、専門 家からの意見聴取を行うなどにより実現可能性を確認する。

| 市光弗(イロ) | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|---|
| 尹未貫(十円) | 0 | _ | _ | _ | _ | 0 |

国県補助事業等の名称、補助率等

該当なし

関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方

該当なし

○今後想定される事業○

主要事業をより具体的に推進させるため、以下の事業を進めます。

(1) 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の策定要請

埼玉県水道ビジョンに基づく各種方策を推進するため、水道法第5条の2に基づき、 秩父広域水道圏域の「広域的水道整備計画」の策定要請を連名で埼玉県知事に要請する ことが考えられます。

広域的水道整備計画の具体的内容は、将来的な水需給の見通しを明らかにし、施設の 統廃合・共同運営を考慮した施設整備や水道施設の合理的な管理・運営方法についての 計画が盛り込まれる見込みです。

なお、水道の広域化は生活に重要な事項であるため、協定を締結した各市町において、 専門家からの意見を求めるなど、実現可能性があることを確認した上で、広域的水道整 備計画の策定を要請することとします。

(2) 県営水道との連携策等の検討

秩父圏域の施設の老朽化対策(施設更新)は、経済性等の効率面からだけでなく、二酸化炭素削減などの次世代の環境面を考慮した水道供給システムの再構築について検討していきます。

今回、策定を予定している広域的整備計画には、これらを踏まえたものにしたいと考えています。

計画には、根幹的水道施設の配置等が検討されますが、これらを実施する方法についても秩父圏域の単独経営による方法と、必要に応じて県営水道との連携等、様々な角度から事業手法を検討することが考えられます。

また、秩父圏域は荒川上流に位置し自らの水源も有し、かつ、比較的地盤が強固な地域にあることから、大規模災害時における下流地域の埼央広域水道圏への応急給水に関する施策も検討していきます。